

法人名 : 社会福祉法人 緑風会
 拠点区分名 : (特養) エリザベート成城拠点

1. 重要な会計方針

- (1) 固定資産の減価償却の方法
 - ①有形固定資産（リース資産を除く）
当拠点区分は、定額法による減価償却を実施している。
 - ②無形固定資産（リース資産を除く）
当拠点区分は、定額法による減価償却を実施している。
- (2) 徴収不能引当金の計上基準
当拠点区分は、期末時の利用者に対する債権残高のうち1年を超える期間にわたり未徴収の債権の全額及びその他の債権残高に対して過去の徴収不能額の発生割合に応じた金額を徴収不能引当金として計上している。
- (3) 賞与引当金の計上基準
当拠点区分は、決算日後最初に支給する賞与の支払いに備えるため、当該支給予定額のうち、当年度に帰属する期間に相当する金額を賞与引当金に計上している。
- (4) 退職給付引当金の計上基準
職員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上している。
 - ①退職給付見込額の期間帰属方法
当拠点区分は、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっている。
 - ②数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、その発生年度に一括して費用処理している。
退職給付引当金の計算方法は、当年度期首より簡便法から原則法に変更している。
- (5) 国庫補助金等特別積立金の設定と取崩について
当拠点区分は、「社会福祉法人会計基準」（平成28年 3月31日厚生労働省令第79号、最終改正 平成28年11月11日、以下「会計基準」という。）に基づき、施設・設備整備に対して国庫補助金等の交付を受けている場合には当該資産部分に相当する金額を国庫補助金等特別積立金として純資産の部に計上し、当該資産部分の費用化に伴い、取崩を実施している。
- (6) 消費税の取扱い
当拠点区分は、消費税等の会計処理として、税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

該当する事項はない。

3. 採用する退職給付制度

当拠点区分は、職員の退職給付に充てるため、確定給付制度を採用している。退職一時金制度では、退職給付として給与と勤務期間に基づいた一時金を支給している。
 「福祉医療機構」が運営する社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づく退職手当共済制度を適用または準用している。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

- 当拠点区分が作成する計算書類等は以下のとおりである。
- (1) エリザベート成城拠点区分計算書類(第1号4様式、第2号4様式、第3号4様式)
 - (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(㊸))
 - ア. 特別養護老人ホーム エリザベート成城
 - イ. (特養)エリザベート成城 短期入所
 - (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(㊹))の作成は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	1,487,984,976	0	67,893,159	1,420,091,817
合計	1,487,984,976	0	67,893,159	1,420,091,817

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当する事項はない。

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

建物（基本財産）	1,420,091,817円
計	1,420,091,817円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	744,170,235円
設備資金借入金（軽費緑風）	35,019,765円
計	779,190,000円

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

（単位：円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	1,646,382,800	226,290,983	1,420,091,817
構築物	71,852,026	16,174,878	55,677,148
機械及び装置	75,377,750	38,258,175	37,119,575
車両運搬具	8,605,495	5,281,859	3,323,636
器具及び備品	64,087,441	37,375,645	26,711,796
合計	1,866,305,512	323,381,540	1,542,923,972

9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当する事項はない。

10. 重要な後発事象

該当する事項はない。

11. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当する事項はない。